

小田原市図書館条例施行規則の一部改正等について

1 改正の背景

平成6年に開館した中央図書館（かもめ図書館）は視聴覚ライブラリーを設置し、視聴覚資料の貸出、視聴を行うほか、映像編集設備を備えていましたが、近年、映像や音声等の視聴の多様化や設備機材の老朽化などから利用者の減少が著しい状況にあります。

また、令和2年3月末に閉館した旧市立図書館所有の地域資料等を中央図書館に移管することから、中央図書館2階の視聴覚コーナーの機能を整理して地域資料・視聴覚コーナーを開設し、令和3年4月から運用を開始するものです。

これに伴い、現在保有している視聴覚資料（CD、DVD等）の活用促進として貸出数量と貸出期間を拡充するため、関連規則の一部改正等を行うものです。

2 改正・廃止する規則

- (1) 改正する規則 小田原市図書館条例施行規則
- (2) 廃止する規則 小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則

3 改正の内容

中央図書館に新たに地域資料・視聴覚コーナーを開設することに伴い、視聴覚コーナーの視聴席を12ブースから4ブースに変更することから、視聴覚資料の貸出数量と貸出期間を拡大するため、小田原市図書館条例施行規則を次のように一部改正します。

(1) 新設する地域資料コーナー等の運営時間

視聴覚コーナーと地域資料コーナーの開館時間を次のとおりとします。

なお、視聴覚コーナーと地域資料コーナーについては教育委員会が特に必要があると認めるときはその開館時間を変更することができることとします。

中央図書館	現状	令和3年度以降
地域資料コーナー		午前9時から午後5時まで
視聴覚コーナー	午前9時から午後5時まで	

【参考】旧市立図書館における地域資料室の運営時間 午前9時から午後5時まで

(2) 視聴覚資料の貸出数量及び貸出期間

同時に貸出しできる視聴覚資料のうち、CD、DVD、ビデオテープの貸出数量及び貸出期間は、次のとおりとします。

また、視聴覚機材の貸出しについては、16ミリ映写機の貸出とします。

区分		貸出数量及び貸出期間	
		現 状	令和3年度以降
視聴覚資料	CD DVD ビデオテープ	数量 各2点以内 期間 7日以内	数量 6点以内 期間 14日以内 (うちDVDは3点以内)
	その他の資料	数量 6点以内 期間 7日以内	

その他の資料…カセットテープ、レコードなど

4 施行予定日

- (1) 小田原市図書館条例施行規則の一部改正 令和3年4月1日予定
(2) 小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則の廃止 令和3年3月31日予定